

「予約型代理人」サービス約款

今村証券株式会社

第1条 (約款の趣旨)

この約款は、お客様ご本人（以下、「本人」といいます）の総合取引口座における代理人取引について、代理人及び今村証券株式会社（以下、「当社」といいます）の間に関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。「予約型代理人」サービス（以下、「本サービス」といいます）での取引開始以降、本人は当社との取引はできなくなります。

第2条 (定義)

この約款において次の①、②に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによるものとします。

- ① 「代理人」とは、現状で相続が発生した場合に法定相続人となる者（以下、「推定相続人」といいます）であり、当社において総合取引口座を開設している成人で、本人が第4条に規定する対象取引等の委任をする第三者のことをいい、成年被後見人ではない者とします。尚、代理人は1名のみとします。
- ② 「代理人取引」とは、代理人がその権限内において本人のためにすることを示した意思表示に基づき行われる第4条に規定する対象取引等で、本人に直接その効果が帰属するものをいいます。

第3条 (サービスの申請)

本サービスは、本人と代理人が「予約型代理人」サービス申請書の必要事項を自署しご提出いただいた後、当社が承諾した日に申請を受け付けるものとします。

第4条 (代理人の権限)

代理人取引において当社が契約の相手方となる対象取引等は次の各号のとおりとします。

- ① 本人の総合取引口座における保護預かり有価証券の売却又は解約。但し、本人のために使われる資金に充てる売却又は解約とします。
 - ② 当該口座における信用取引又は先物オプション取引の建玉の清算。売却又は解約を行う前に清算することとします。
2. 本人が指定している本人名義の振込先金融機関への送金手続き。資金が本人のために使われなかった場合は詐欺罪や横領罪等の法律に抵触することもありますので、資金使途の確認のため、以下①～⑤の書類をご提示いただき原本もしくは該当箇所の写しをいただきます。
- ① 請求書
 - ② 領収書
 - ③ 通帳
 - ④ 見積書
 - ⑤ 料金体系表
- 尚、次に掲げる当社が定める条件のもと送金手続きが行われるものとします。
四半期（1～3月、4～6月、7～9月、10～12月）毎に、上限50万円まで。
3. 本人の住所・電話番号変更の手続き、特別口座からの株式移管、取引残高報告書の発行依頼、口座解約の手続き。但し、振込先金融機関変更は原則としてできません。

第5条 (本サービスにかかる費用)

本サービスにかかる費用は次の①、②とします。

- ① 医師に依頼する診断書等の取得費用
- ② 当社での所定の手続料

第6条 (遵守事項等)

代理人が代理人取引を行うにあたっては、次の①～③に掲げる事項を遵守することとします。

- ① 代理人は金融商品取引法その他の法令諸規則並びに本約款及び証券総合取引約款その他当社が定める約款・規定集を遵守すること。
- ② 代理人は当該取引が本人のために行う取引であることを当社に示すこと。
- ③ 代理人は成年後見制度を利用した際は速やかに当社に申し出ること。

第7条 (代理人取引の開始方法)

代理人取引の開始は、代理人が「予約型代理人」サービス取引開始依頼書兼同意書（以下、「依頼書」といいます）に必要事項を自署し、「依頼書」と必要書類を提出した後、当社が承諾した日に開始できるものとします。必要書類は次の①～③に掲げる書類となります。

- ① 医師の診断書

- ② 代理人の本人確認書類
- ③ 代理人が本人に対して推定相続人であることを証する書類

第8条 (契約締結前交付書面及び目論見書の交付)

契約締結前交付書面及び目論見書については、本人の総合取引口座で保有されている商品にかかるものを代理人に交付します。

第9条 (契約締結時交付書面及び取引残高報告書等の交付)

契約締結時交付書面及び取引残高報告書等の帳票類は代理人に交付します。

第10条 (代理人取引の期間)

代理人取引の期間は次の①～③のとおりです。

- ① 取引開始以降、当社が成年後見制度による後見開始の事実を確認するまでの期間。
- ② 取引開始以降、当社が本人もしくは代理人が亡くなられたことを確認するまでの期間。
- ③ 取引開始以降、代理人が第2条の条件を満たしている期間。

第11条 (本サービスの解除)

本サービスは次の①～⑤いずれかに該当したときに解除されるものとします。

- ① 代理人による取引が開始される前に、本人または代理人が解除を申し出たとき。
- ② 当社が成年後見人等による後見開始の事実を確認したとき。
- ③ 当社が本人もしくは代理人が亡くなられたことを確認したとき。
- ④ 代理人が、第2条で定義する「代理人」に該当しなくなったとき。
- ⑤ 当社が代理人の解除が妥当と判断したとき。

第12条 (免責事項)

当社は、次の①～③に掲げる場合に生じた損害については、その責を負わないものとします。但し、当社の故意又は重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。

- ① 代理人の選定及び代理人の権限で取引したことに起因する本人、代理人、推定相続人の間で紛争があった場合。
- ② 本人が指定した振込先金融機関への送金手続き後、代理人が当該金融機関での出金ができなかった場合。
- ③ 第4条第2項による送金額の上限に達し、代理人が本人にかかる費用を一部又は全額支払えない場合。

第13条 (約款の変更)

本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

第14条 (合意管轄)

この約款に関する本人、代理人と当社との間で生ずるすべての訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

(附則)

この約款は、2024年4月1日より適用されます。

以上